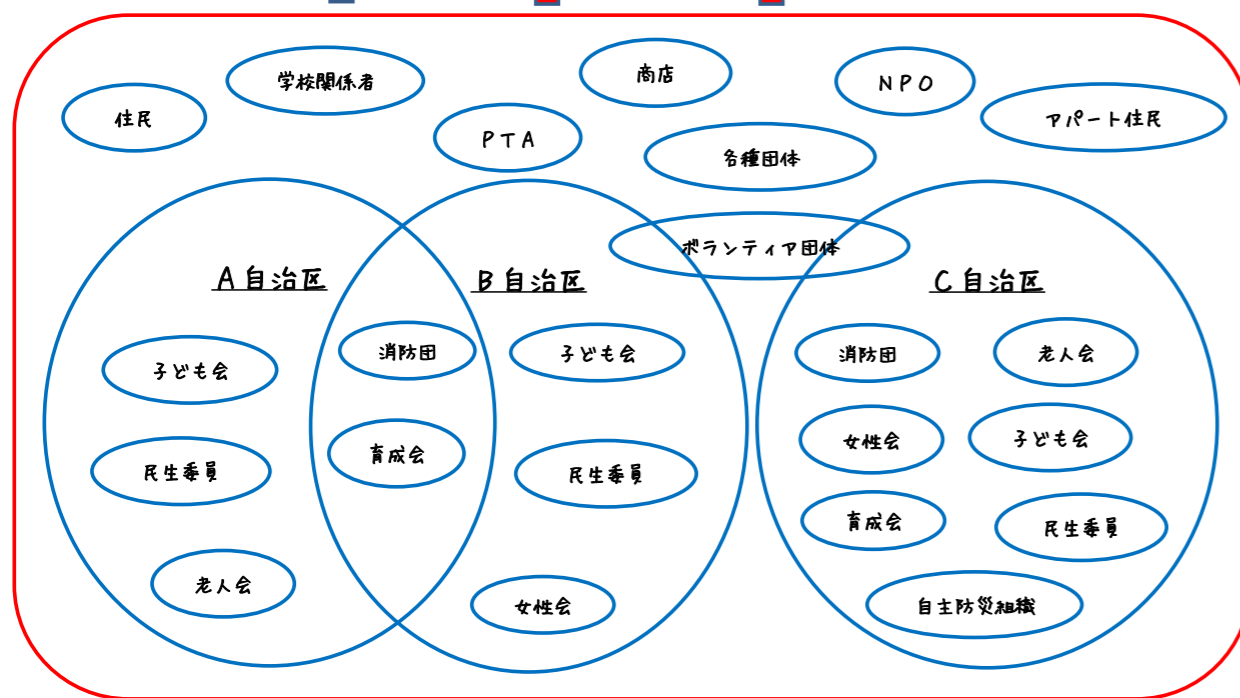


- 『総務部』
  - ・総務課
  - ・総合政策課
  - ・防災安全課
- 『健康福祉事務所』
  - ・福祉対策課
  - ・健康増進課
  - ・保険課
  - ・子育て支援課
- 『産業建設部』
  - ・建設課
  - ・農政課
  - ・都市景観推進課
- 『教育部局』
  - ・教育総務課
  - ・学校教育課
  - ・社会教育課
  - ・スポーツ振興課
- 『商工・観光・環境部』
  - ・商工観光課
  - ・環境課



- 【協議会の設置単位】  
原則として、小学校区または旧小学校校区を単位
- 【協議会の設置時期】  
体制づくりが整った地域からモデル的に設置
- 【協議会の活動拠点】  
既存施設を利用しながら、今後、廃校になった小学校などの利活用を検討
- 【地域まちづくり計画の策定】  
地域目標の達成に向けて、施策や具体的事業を盛り込んだ、概ね10年を期間として策定
- 【協議会の役割】
  - ①地域住民やまちづくり団体のネットワーク化
  - ②地域のまちづくりに関する企画・立案と取り組みの実施
  - ③市との協働
- 【協議会への市の支援】
  - ①財源等
    - ・自主財源；構成員による負担金等、寄附金など
    - ・市の財政的支援；交付金など
  - ②市及び市職員の支援  
地域をコーディネートする役割

- 【各協議会の連携・協働】
- ①情報共有
  - ②良い意味での地域間競争

【運営委員会・部会の組織構成について(イメージ)】

- ①部会の数、委員の人数等
  - 地域の実情に合わせて各協議会で定める
  - 運営委員会役員体制は概ね下記のとおり  
ア；会長 イ；副会長 ウ；会計 エ；会計監査  
オ；部会役員 カ；その他(各自治委員、各種団体の代表)
- ②委員の任期
  - 地域の実情に合わせて各協議会で定める

⇒別紙イメージ図

